

老高発0617第1号
令和4年6月17日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公 印 省 略）

「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する
手引き Ver. 2」の発出について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善が求められるところであり、ICT等のテクノロジーを活用した生産性向上を強力に推進することが重要です。

厚生労働省では、介護事業所における介護ソフト等のICTの導入を促進するため、平成28年に「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」を作成したところです。

今般、同手引きの作成・公表以降に行われたICT機器・ソフトウェアの利用促進やデータ連携等の取組の動向を踏まえ、同手引きの見直しを行い、新たに「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」（以下、「手引き Ver. 2」という。）を作成し、厚生労働省ホームページで公開いたしました。

手引き Ver. 2では、介護事業所がICT機器等を導入する際のプロセスや留意点等を紹介している他、地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業において補助事業所に提出を求めている導入計画書の記載サンプルや様式例等も掲載しています。

各都道府県におかれましては、手引き Ver. 2について、管内市区町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくとともに、介護事業所向けの研修会等において積極的に活用する等、介護現場のICT化が一層促進されるよう、ご協力をお願いします。

※手引き Ver. 2 掲載場所

厚生労働省ホームページ「介護現場におけるICTの利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>